

# 參議院議員通常選舉

6月26日(日) 參議院議員  
通常選挙

全国区の選挙制度が比例代表制に変わりました

- 全国区 → 比例代表選挙  
政党に投票します。
- 地方区 → 選挙区選挙  
個人に投票します。



折込みで各家庭に配布します。  
折込む新聞は、朝日・京  
都・サンケイ・日本經濟・  
毎日・読売の各新聞で、6  
月23日付の朝刊に折込みます。  
なお、前記の新聞を未講  
りに行っていただくな  
りでお申出ください。な  
ど選挙公報をお送りい  
ます。電話でも結構で  
ます。また、6月23日から  
20か所（右表参照）に  
公報を配置しますので  
お申出ください。

選挙公報は  
6月23日  
新聞折込みで

| 選舉公報の補完場所    |            |
|--------------|------------|
| 施設の名稱        | 所在地        |
| あひるが丘保育園     | 物販女町北ノ1154 |
| 物販女公民館       | 〃 中条26     |
| 市立第2保育所      | 〃 南条63の2   |
| 市立第5保育所      | 寺町三ノ坪14    |
| 駅前町民会所       | 藏ノ町22の10   |
| 住民票取次所(西川様方) | 〃 久々相10    |
| 住民票取次所(森川様方) | 〃 初田27の3   |
| 寺戸公民館        | 北畠内3       |
| 向日市山没所       | 〃 中野20     |
| 向日市民会館       | 〃 中ノ段17の1  |
| 大牧自治会館       | 芝山3        |
| 森本公民館        | 森本町前田6の7   |
| 市立第3保育所      | 〃 蔡路1の1    |
| 市立第1保育所      | 向日町南山55    |
| 市立第4保育所      | 〃 北山21     |
| 鶴冠井公民館       | 鶴冠井町御屋敷26  |
| 住民票取次所(山口様方) | 上植野町南開64の2 |
| 西向日事務所       | 野上山の11     |
| 上植野公民館       | 〃 西小路16    |
| 市立第6保育所      | 神田5の3      |

6月26日(日)は参議院議員通常選挙の投票日です。

参議院は衆議院とともに、国政上、重要な役割を果すものであり、今後の日本の進路を方向づけるうえで重要な選挙です。

また今回の選挙から、参議院全国区制が改正され、新たに「比例代表制」が導入されることになりました。比例代表選挙は候補者個人ではなく政党に投票するもので、投票用紙には政党の名称、または略称を記入します。

そして、地方区制も名称が変わり「選挙区選挙」になりました。選挙区選挙はこれまでの地方区と同じで投票用紙には候補者個人名を記入します。

内容をよく理解して大切な一票を投じましょう。

**投票時間** 朝7時～夕6時

6月26日の投票日には、次のように注意してください。

(1) 投票時間は午前7時から午後8時までです。この時間内に忘れまいように投票してください。

(2) 投票所に行くときには、「入場券」を忘れずにお持ちください。もし、入場券を忘れたり、紛失された場合は、その旨を投票所の係員に申出してください。

(3) 投票所に行く前に、あなたの決められた投票所をもう一度確かめさせてください。4月の府議会議員選挙から一部の地域で投票所が変わっています。入場券の表に記載されている投票所にご注意ください。

(4) 選挙区議員選挙の投票用紙

は黄地に黒色印刷、比例代表選出議員選舉の投票用紙は白地に赤色印刷です。それぞれ間違のないよう記載してください。

(5)手の不自由な方や、読み書きのできない方のために代理投票の制度があります。また、目の不自由な方には点字投票の制度がありますので、投票所の係員まで申出てください。(なお、代理投票された場合でも、投票の秘密は守られます)

◆向日市において投票のできる方  
△年齢要件 昭和38年6月27日までに出生した方

△住所要件 昭和58年3月1日までに向日市に転入された方

**ご利用ください**

6月26日の投票日に、やむを得ない用務または病気やお産などのため、投票ができない方については、前もって「不在者投票」ができます。

不在者投票は、投票日や前日（6月25日）までの午前8時30分から午後5時まで、市役所3階の投票室で受付けています。不在者が投票をされる方法は印鑑、入場券を持ってお越しください。

その他、不在者投票に際するお問い合わせは、市選挙管理委員会まで。

選挙はわたしたちの暮らしの願いを政治に反映させる最大のチャンス。ひとり一人が自由で責任ある判断によって投票しましょう。

(投票区別町名一覧表) III